

医政地発 0205 第 1 号・国都計第 1 4 5 号  
平成 2 8 年 2 月 5 日

都道府県地域医療主管部局長  
都市計画主管部局長 あて

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
国土交通省都市局都市計画課長  
( 公 印 省 略 )

### 地域医療施策と都市計画施策の連携によるコンパクトなまちづくりの推進について

都市計画の分野においては、今後、地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が進み、大都市では後期高齢者の急増により深刻な課題となることが見込まれます。安心して健康に暮らせる快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を図るためには、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築等のネットワーク形成を推進していくことが重要です。

同時に、地域医療分野においては高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められています。地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築する必要があります。

そして、コンパクトシティの形成と地域医療提供体制の構築は、相互に影響し合う点も多くあります。医療施設は、サービスを担うべき地域の範囲・人口を踏まえつつ、日常生活圏への医療施設の配置による医療サービスの向上に着目しながら整備の検討がなされます。一方、都市の将来像を踏まえ、医療施設の利用者が集まることなどに対してまちづくりとして適切に対応することが必要です。このような状況の下、医療施設の適切な立地に係る調整のために、相互に連携して取り組むことが必要不可欠です。政府としても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき設置した関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」において、地域づくりの現場における関係施策間の連携を支援する取組を進めているところです。

については、貴管内の市町村によるコンパクトシティ施策の推進に当たって、地域医療施策との連携に関し、下記の点についてご協力いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

## 記

- 1 地域医療主管部局においては、医療計画との整合性に留意しつつ、コンパクトシティの形成に際し、医療施設の立地が重要となることに鑑み、必要に応じて、地域医療分野における会議の活用などにより、市町村の都市計画主管部局が医療関係者と医療施設の適切な立地について円滑に調整を進められるようにすること。
- 2 都市計画主管部局においては、市町村による都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく立地適正化計画の作成をはじめとするコンパクトシティ施策の推進に当たって、市町村の都市計画主管部局が、医療施設の適切な立地について都道府県の地域医療主管部局と円滑に調整を進められるようにすること。